

全国民間保育園経営研究懇話会

2023 年度総会議案

2023 年 6 月 26 日

全国民間保育園経営研究懇話会

目次

1号議案 保育をめぐる情勢と私たちの課題 …3

はじめに …3

1. 国の動き …4

2. 保育現場の現状 …11

3. 今後の保育、園経営、運動の課題 …12

2号議案 活動まとめ …16

1. 22年度活動報告 …16

2. 活動日誌 …18

3. 各部のまとめ (1) 研修 (2) 調査研究 (3) 組織 (4) 広報

3号議案 決算・5号議案 予算案 *当日

4号議案 2023年度方針 …27

1. 活動方針案 …27

2. 各部の方針 (1) 研修 (2) 調査研究 (3) 組織 (4) 広報

6号議案 2023年度役員体制 *当日

1号議案 保育をめぐる情勢と私たちの課題

はじめに

2023年5月3日、日本国憲法が施行されて76年目を向けた憲法記念日。「戦争の準備ではなく 平和の準備を！」と全国各地で憲法の危機的な状況を変えたいと願う多くの市民が集い学び声を挙げました。

前述の「戦争の準備ではなく 平和の準備を」の言葉を遺したのは、「9条の会」の呼びかけ人の一人今は亡き加藤周一氏です。直近の3月に亡くなられた大江健三郎氏をはじめ、「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守る。」と”9条の会“を立ち上げた9人の呼びかけ人のうち8人も貴重な重鎮を私たちは失ってしまいました。

そして今、憲法の改憲の動きが迫ってきています。国会の中の改憲議員の多さも際立ちますし、これまでになく憲法審査会が毎週のように開催されるようになって「緊急事態条項」を創設するために改憲が必要と論じられているのです。

緊急事態条項とは、戦争や大規模災害時、内閣の権限を強化して国民の私権を制限する条項であり、緊急時に国会が機能しない場合、法律と同じ権限を付与するものです。コロナ感染症などを想定し、ウクライナ戦争・北朝鮮のミサイル発射による危険性に乗じて改憲の道を開こうとしています。

憲法9条もそして今や憲法自体も変える必要もないほどの改憲状態となってしまうかねないのが、安保法制につぐ安保関連3文書（新たな国家安全保障と国家防衛戦略、防衛力整備計画）です。これは、岸田首相が述べているように日本の国の在り方を根底から覆すものです。戦争の放棄を謳う憲法の根幹を変えて反撃能力（敵基地攻撃能力）をもつ国にするとして防衛費を倍増（43兆円）して戦争する道に進もうとしています。

「安保関連3文書」は、第210回臨時国会閉会後に閣議決定し、防衛費の倍増を決めるや否やアメリカに渡ってそれを伝えて（称えられて）帰って来ました。国会と国民無視であり、議会制民主主義を壊していると言わざるをえません。

そして通常国会が開かれその内容を問われると「詳細は述べられない」と国民への説明責任を果たそうとしないばかりか、通常国会では「防衛力強化資金」の創設を盛り込んだ防衛費の財源確保のための法案が採択されそうな事態となっています。

5月3日、岸田首相は、産経新聞のインタビューに「改憲のため国民投票の早期実施」に意欲とありました。この間の岸田首相の言動は、平然として内閣閣議決定を乱発して、聞く耳を持つといいながらまるで国民無視です。

更に、広島出身の首相であることを利用し、広島を最大限利用しながらG7を開催しました。世界で初めて被爆した広島で開催する意味とは、明確な核廃絶のための道筋をつけることであり、被爆者の苦しみを共有する機会にすべきでした。

原爆資料館の40分間の入館は実現（これは世論に押されて）し、被爆者の話も聞く機会も実現しました。しかし、短時間過ぎて世界の首脳陣に被爆者たちが伝えたいと願う核の非人間性が十分伝わったかわからず、被爆者たちの疑問と落胆を深くしています。そして怒りにも似た発言が続いています。広島出身を主張する岸田首相には、被爆国のリーダーとして核兵器禁止条約に批准するか、せめて締約国会議にオブザーバー参加するなどして、核廃絶

の道を拓く役割がありました。

ところが、G7では、「広島ビジョン」として、ロシアのウクライナ侵攻と核の威嚇を非難し、中国をも敵視しながら、G7各国の核保有は「核抑止」として認め、核廃絶に向けて後退したと多くの人々が嘆いています。

サミット中は、広島市内いたところが交通規制され、強固な警備が配備されるなど厳戒態勢・緊急事態体制で、まるで今は戦時中かと考えてしまうほどでした。小学校・学童保育の休校・休所、保育園の登園自粛など移動の自由も教育を受ける権利も制限して実施する異常さの中、市民は協力を強いられたのです。

ある有名人が「新しい戦前」と発言しました。戦前の生まれではない私たちも「戦前のような戦争がはじまりそうな空気」を感じ「戦前のような国会（翼賛政治体制）」に近づいている気配を感じています。

平和憲法の精神が骨抜きにされる中、子どもたちの生きる権利、育つ権利、意見表明権の保障である憲法は、私たち国民の生活の基盤であり、保育・福祉の根幹です。

どのようにして憲法を活かし「生活を 保育を 豊かにする道」を切り拓いていけばいいのでしょうか。

幸い私たちには、保育を求めともに子育てをするパートナーであり、子どもたちの平和のうち幸せに生きる権利を願う保護者がたくさん存在します。保護者とともに、国中の隅々で自民党の改憲案と、私たちが生活の隅々に活かしたいと願う憲法をもう一度学びなおして、平和主義・基本的人権を重んじる憲法を守る運動を進めていきたいと思えます。

1. 国の動き

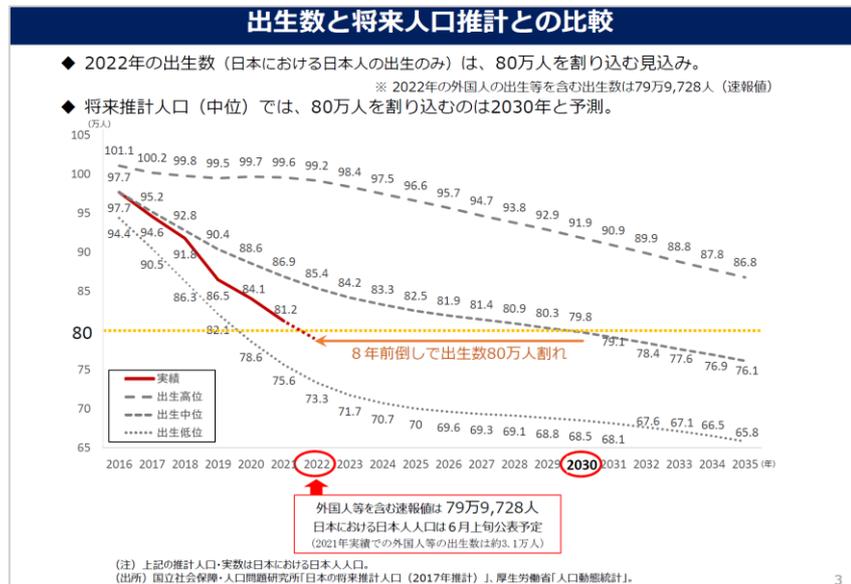
(1) 少子化問題、政府データと政策

2022年総会時に「2014年の日本の合計特殊出生率が1.41の中で政府は、育児休業制度を推進しましたが、その他の政策はあまりうたわず、出生率が変わらないままで深刻だ」と述べました。

2023年、岸田首相は、「異次元の少子化対策をする」と公言

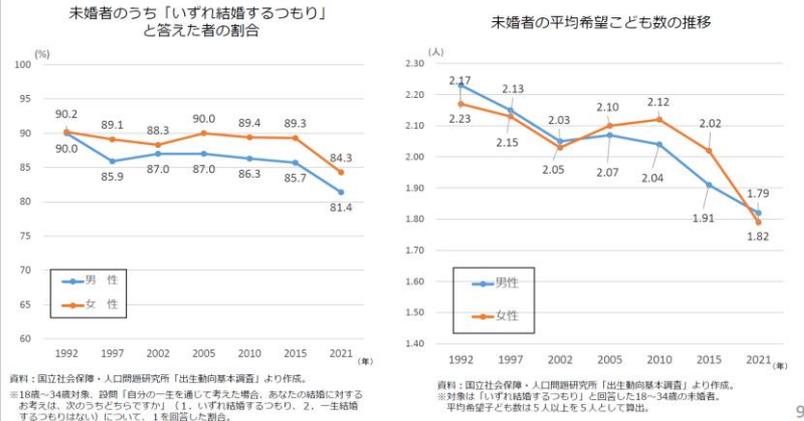
しました。これには、上の表のような根拠があったのです。

当初予想では、2030年に出生数が80万人を割り込むと予想していました。ところが2022年に79万9728人と8年も早く80万人割り込んでしまったのです。もともと危機的状況



若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

- ◆ 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、大きく低下。
- ◆ 未婚者の平均希望子ども数は、減少傾向が続いており、直近の調査では、特に女性で大きく減少。

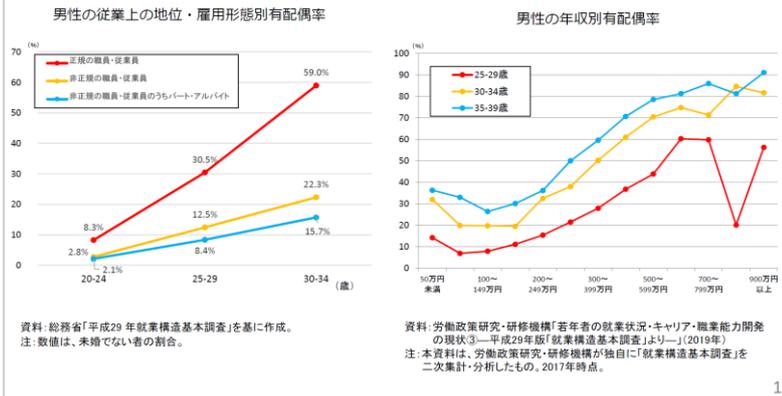


また。しかし 2021 年には女性が 84%男性が 81%と下がり「平均の子どもの希望人数も女性は 2.23 人から 1.82 人とさがり、男性も 2.17 人から 1.79 人と減少しています。

小泉政権の構造改革により雇用形態が変化し、右表の 2017 年データでは、30 歳から 34 歳で正規の雇用形態別有配偶率は 59%、非正規は 22.3%、非正規パート等では 15.7%となっています。現在、非正規雇用が増える中ではますます結婚できない状況となっているのは明らかです。

有配偶率（男性の従業上の地位・雇用形態別・年収別）

- ◆ 男性の若い世代の有配偶率についてみると、正規雇用と比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。
- ◆ 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。



結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか

- ◆ 「日本の社会が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」。

		日本の社会が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか (%)			
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	そう思わない
TOTAL (n=11889)		2.3	27.4	44.1	26.2
合計 (n=5914)		2.7	28.5	42.4	26.4
男性	20-29歳 (n=1146)	4.6	31.5	38.8	25.0
	30-39歳 (n=1425)	2.9	27.6	41.2	28.4
	40-49歳 (n=1807)	2.2	26.9	44.7	26.2
	50-59歳 (n=1536)	1.8	29.1	43.4	25.8
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0
女性	20-29歳 (n=1143)	2.1	27.6	44.9	25.4
	30-39歳 (n=1417)	2.0	23.4	44.2	30.4
	40-49歳 (n=1850)	1.8	23.0	49.0	26.3
	50-59歳 (n=1565)	2.1	31.6	44.2	22.1
	合計 (n=5975)	2.1	27.6	44.9	25.4

資料：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」（2019（平成31）年3月）
 ※本調査は、20～59歳の未婚及び既婚の男女11,889人を対象として実施。

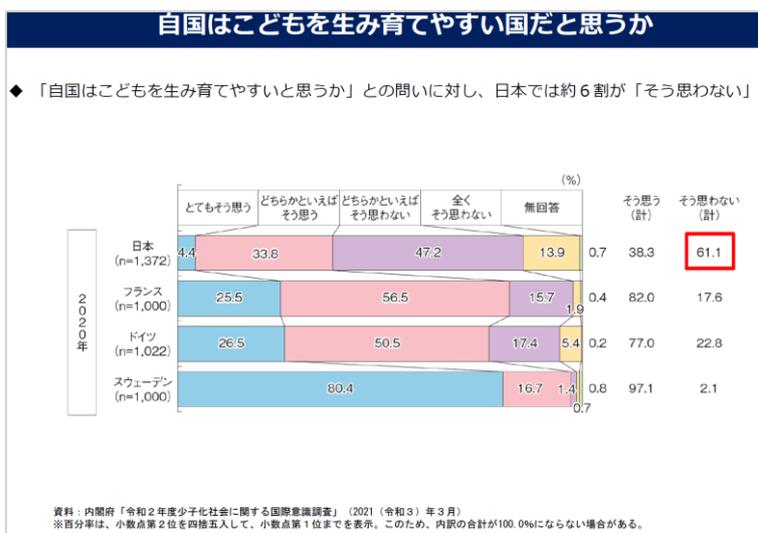
否定的な回答を示しています。

にありましたが、状況が急激に変化し深刻さが増し衰退一途を辿っています。政府は、この状況を早くからデータでつかんでいました。左表「若い世代が結婚子育てに将来展望を描けない」データでは、1992年「いずれ結婚する」と答えた人は男女ともに90%を超えてい

左表のように、2019年「日本の社会が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との調査がありました。どの年齢でも性別に関係なく高い割合で「どちらかといえば、そうは思わない」「そうは思わない」と答え平均で70.3%と高い割合で

他国はどうでしょう。

下表のように「自国で子どもを産み育てやすいと思うか」の問いに日本は、61.1%が「そ



うは思わない」と答えています。フランスは、前回の総会資料でも述べたように、「保育の充実へシフト」して出生率も上がり、「産み育てやすいと思う」と答えた人が82%いるのです。ドイツでは「そう思う」と答えた人が77%とこの国も高い比率になっています。そして、保育や育児休業制度といった「両立支援」が進められた

スウェーデンでは、「そう思う」と答えた人が97.1%もいるのです。驚きで日本との差をまざまざと突き付けられます。

2014年の同時期に出生率が下がってきた国々で保育政策をとって国は出生率も上がり「産み育てやすい」と感じ豊かに子育てをしています。日本は当時からデータをつかんでいながら、育児制度以外の改善の手立ては見られず、また、保育の整備や保育士処遇に手を付けてこなかった結果がこの有様です。本当にこの国を存続するのならば加算とかではなく公定価格に組み込まれた職員配置基準の改訂と保育士の処遇改善が必要です。事務員、看護師などを配置し、保育園運営が円滑になるよう改善することは「産み育てやすい」子育て環境をすすめていくことになります。政府は財源を確保し日本の将来のための保育政策を打ち出さないとこの国は衰退してしまいます。現場の求める保育政策を実現しましょう。

（2）こども家庭庁の設立と私たちの願い

1) こども家庭庁設立とこども基本法の成立

2023年の4月に、こども家庭庁が発足しました。こども家庭庁は、こども政策を「一元的」に担うとされていますが、幼稚園はそこに含まれませんでした。「子ども子育て新制度」を契機に、乳幼児の育ちにかかわる施設が同じ土俵の中で扱われるようになってきたことからすれば、大きな後退です。さらに、保育園の実態を把握してきた厚労省の役割の大部分が、内閣府の外局であるこども家庭庁に移されたことで、政府の意向が強く反映される形となりました。政府が考える「自助・共助」、規制緩和、市場化路線が進み、公立保育園の統廃合や、企業参入の加速、こども保険などのバウチャー制度の導入等、公的保育の後退が懸念されます。保育の市場化を進めようとする政権との間で、権利としての保育をどう拡充していくのか、私たちの運動が試されています。

また、今回成立した「こども基本法」には、「養育は家庭が基本」という文言が明記されています。「こども庁」が「こども家庭庁」になった経過にも、親や家族の責任を強調する政治勢力の影響が色濃く表れています。国が、子育ての責任を家庭に転嫁し、貧困や虐待など家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者を追い詰め、一層孤立化させる懸念があります。「異次元の少子化対策」というのであれば、今こそ「社会が子どもを育てる」「公

的責任の中で子育てができる」ということを最重視しなければなりません。

さらに、「こども基本法」の第9条では、国の「こども大綱」策定義務を明記し、第10条で大綱に基づく自治体の計画努力義務を謳っています。つまり、子ども施策に関する重要事項は政府が決めて、自治体がそれに合わせたプランを作る、これまで政府がよく使ってきた手法です。今後、この「こども大綱」がどのようなものになっていくのか、こども家庭庁財源確保に名を借りた国民負担強化になりはしないか、注視が必要です。

また、日本は1994年に「子ども権利条約」を批准しましたが、国連子ども権利委員会からは、子どもの権利を守る日本の取り組みが十分でないと複数回にわたり勧告されています。今回の「こども基本法」には、子どもの権利に関する包括的な法律の採択や、子どもの権利を監視するための独立した機構（政府を監視・評価し、個別事案の相談・救済にあたる）であるコミッショナーの設置も求められていますが、それも取り入れませんでした。私たちは、憲法、児童憲章そして児童福祉法とりわけ同法第24条第1項の堅持を願っています。その願いは、「国連・子どもの権利条約」の全面的な実現につながるものです。「すべての児童の幸福をはかる」ことを願った児童憲章、「保育所を中心に地域の子どもたちの暮らしについて地方自治体が責任を負うこと」を明記した児童福祉法第24条第1項は、コロナ禍で重要性が再認識されました。子どもの人権が守られ、権利としての保育が拡充されていくよう声を上げていく必要があります。

2) 「異次元の少子化対策」・・・こども政策強化の「たたき台」を発表

①全世代型社会保障構築会議の枠内に位置付けられるこども家庭庁

少子化対策の強化に向けた政府の「たたき台」が3月31日に公表されました。今後、6月の「骨太の方針」の策定までに財源を含め将来的な「子ども予算倍増」への大枠を示す方針です。財源の問題では、「こども金庫」を設置し、既存の保険制度（医療・年金・介護）の負担を増額して「こども金庫」に回すなど、子どもにかかわる費用を社会保険制度に組み込む案も取りざたされています。これにより、世代間の対立をありながら、社会保障制度の抑制・見直しを進めようとしています。私たちは、高齢や障害の分野とも手をつなぎ、権利としての福祉の充実を求めていくことが重要です。

②「たたき台」の問題点

「たたき台」では、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスだとして、今後3年間で、取り組みを加速するとしています。その内容は、児童手当の所得制限の撤廃や高校卒業までの延長のほか、育休取得期間中の給与の10割保障、公立小中学校の給食費の無償化や出産費用への公的保険の適用などが盛り込まれています。

保育にかかわる部分では、ひとつは、1歳児と4・5歳児の保育士の配置基準を見直し、1歳児は「5人に1人」、4・5歳児は「25人に1人」に改善するとしています。これは、子どもの権利保障の視点から訴えてきた私たちの運動が、全国で共感を呼び、国会でも大きく取り上げられ、社会的な課題として認知された大きな成果です。しかしながら、今回、配置基準の改善が加算である点では、適用を受ける施設が限定されることから、課題を残しています。また、今回の改善は、2012年の「社会保障と税の一体改革」の際の論議の積み残しであり、新たな改善とは言えません。さらに、この「たたき台」の内容が「こども未来戦略会議」で検討されるため、そのまま骨太方針に盛り込まれるのか、また「子ども子育て加速度プラン」は3年間の計画なので、いつ実施するのかについても不確定です。い

ずれにしても、今こそ全ての年齢について抜本的な配置基準の改善を求めていくことが重要です。

もう一つは、保育所の利用要件を緩和し、親が就労していなくても子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」の創設を検討するとしています。保育所の制度は、保護者の就労を前提に、市町村の委託事業として位置付けられています。（児童福祉法24条1項）。就労要件がなくなることで、契約制度に基づく給付型施設（認定こども園等）への統合、税負担からこども保険への移行がしやすくなる等、保育制度の根幹が揺らぐきっかけになることが懸念されます。一方、保育所の入所要件の緩和・撤廃により、子育てに悩む保護者を支援することができること、保育需要の拡大に伴い、0歳児の定員割れにより経営危機に直面している施設にとっては救済策になるのではないかと、といった側面も重要です。今まで、何も手当されず、ほったらかし状態だった未就園の3歳未満児に対し、何らかの手当が求められてきたことは、子どもの育ちを支える社会の実現の一步ともいえます。また、保育所に通うことが子どもにとって意味があるという認識は、わたしたちが0～2歳児の保育実践を積み重ねてきたことの成果ともいえます。

私たちは、制度改悪に繋がりがかねない提起が盛り込まれる危険性も念頭に置きながら、岸田首相が子ども予算の倍増を打ち出さざるを得ないこの局面をチャンスにとらえ、子どもの権利を公的に保障すること、保育の公的責任を拡充することを求め、多くの人々と手をつなぎ運動を進めていきましょう。

（3）幼保小架け橋プログラム

1）幼保小架け橋プログラムのねらいと経緯

今回の幼保小の架け橋プログラムは、2021年1月に出された中央教育審議会答申「令和の日本型教育」の5つの柱の一つとして出されたものです。

<令和の日本型教育5つの柱>

1. 新学習指導要領に基づき国・産業界が求める人材教育を行う
2. ソサエティ5.0型教育を通して、ICT,データを活用した教育（PC・タブレットの活用）行う
3. 道徳教育をさらに進め、競争・管理・評価を行う
4. 高校改革を行う
5. 幼保小の架け橋プログラムを作り・実践する

その後、経済財政諮問会議（2021.5）において、萩生田文科大臣（当時）は「すべての子どもが格差なく質の高い学びへ接続する観点では、教育開始年齢の早期化が世界の潮流であり、好奇心や粘り強さなどの非認知能力を幼児期に身に着ける機会の提供など、全5歳児の生活・学習基礎を保障する幼保小の架け橋プログラムの推進等の幼児期からの学びの基礎作りを進めていく」、「5歳の1年間は小学校に上がる前段階として、同じ学びをしていただくことがこれからの義務教育に必要なじゃないか。具体的には言葉の力、情報を活用とする力（デジタル教科書に対応するためタブレット等の活用）、探求心といった生活学習基盤をすべての5歳児に保障する幼保小の架け橋プログラムを進めていきたい」と表明しました。

「教育開始年齢の早期化」「5歳の一年間は小学校に上がる前段階として同じ学びをすることが義務教育には必要」ということは、5歳児の保育を「小学校の一環として位置づ

け、その内容を作り変える」ことが「架け橋プログラム」の目的です。5歳児保育を制度的に「小学校教育に組み入れる」ことを目指したものであり重大な政策変更と言えます。そして、文科省は中央教育審議会・初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置して、わずか半年ほどの検討を経て。2022年4月から「幼保小架け橋プログラム事業」を開始しました。

その内容においては、

- ①保育指針で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の理解と活用が不十分な現状があり、そのためのカリキュラム・教育方法の改善充実が必要であること。
- ②そのカリキュラム・教育方法は文科省が「架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き」や「参考資料」を作成すること。
- ③モデル地域・園を選定し、架け橋期のカリキュラムや教材・研修内容を開発すること。
- ④「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の活用状況や子どもとの関係性や幼保小間の関わりなどチェックできる体制を作ること
などが上げられています。

2) 「幼保小の架け橋プログラム」作成にあたって

- ①「義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期」としてこの時期を「架け橋期」と呼び、架け橋期にふさわしい活動の在り方と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」の理解と活用を促進し、それを踏まえた教育方法の改善の視点を開発する
- ②地域における幼児教育体制を強化し「架け橋期のカリキュラム開発会議」を構成し進める
- ③保育人材確保及び資質能力の向上をめざす
- ④保護者や地域の教育力を引き出すための方策＝家庭でも「10の姿」を理解し、子どもが「10の姿」を達成できるよう援助すること
- ⑤具体的な進め方として
 - (基盤づくり) 連絡窓口は、園長・校長または担当者＝顔が見える関係、園内・校内研修で架け橋プログラムの意義などを学習
 - (検討・開発) 幼保小合同会議の設置＝課題に関する協議をする、事例でカリキュラムの共通の視点や学校・各施設【幼・保・こども園】種別の違いの理解
 - (実施・検証) 合同会議に充実＝総理解を深め内容や方法を具体的に検討、相互の職場体験、参観を行い気づきや疑問を出し合う
 - (改善・発展) 合同会議の定着＝持続的・発展的に会議を行う、相互の教育内容や方法の改善などについて考え合う

「幼児教育と小学校教育の架け橋検討委員会」の議論では、もっぱら幼児教育の在り方に問題があるように取り上げられ、「幼児教育と小学校教育の接続期における教育の質の現状と課題」について、保育指針に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」の実践への活用が強調され、小学校教育を前提に、幼児教育の在り方の見直しを迫るといった一方的なものと言えます。

幼児期から小学校への移行をスムーズにする為、各自治体や小学校区において架け橋プロ

グラムを作ることになっています。2023年度から各自治体においても、架け橋カリキュラム作成が始まり各保育園・幼稚園・認定こども園で具体的に進められようとしています。

3) 「架け橋プログラム」の問題点

①学習指導要領による生活・学習に必要とされる資質・能力の育成を「基礎」として幼児教育内容を構成することにより、幼児教育を小学校教育以降の第1段階と位置づけて「架け橋プログラム」による5歳児と小学校1年の2年間の教育課程により、5歳児から小学校教育が開始すること

②「保育」という用語は使われず、ケアを排除し幼児教育は学校教育に従属したものになり、保育の独自性と豊かさが喪失することが危惧されること

③子どもの現状や保育現場の困難に全く触れられていない

- ・子どもの思いや実態に触れられていなく、子どもの姿が見えない
- ・保育の改善（職員配置基準、施設環境、保育士処遇等）を全くやろうとしないこと
- ・今まで行われてきた保育の検証と評価・課題が明確にされず、一方的な架け橋プログラムであること

④ブラック労働化している学校現場の問題を解決しようとしていないこと

- ・教師の仕事量の増大→書類作成の増加、タブレット等の管理が多くなっている
- ・新しい科目の導入（英語、道徳、プログラミング等）→教材作成が追いつかない、学ぶ時間がない
- ・大量退職+大量採用による教員の年代構成のいびつさでている
- ・過労死ラインを超える過酷な労働実態で多くの精神疾患を抱える教員の増加と補充がされてないことや、教員の成り手もなく人材不足になっていることに改善の方向性が出されていないこと
- ・学校を変えずに子どもを学校への適応・型はめようとする

⑤保育現場の意見や声を配慮せず、「架け橋プログラム」を全面実施することは、国や行政の保育実践に対する直接的介入になり、子どもの視点に立ち大切にしてきた創意と工夫（自由裁量）の保育実践が困難になること

⑥保育の成果をチェックリストに基づき行うことは、架け橋プログラムを基準として「できる」「できない」で評価する危険があること（子どもの思いや要求が見えなくなりなる恐れがある）

⑦接続期の大切なことは、子どもたちの育ちを期限（幼児期の終わりまでに）を決めて行うことではなく、その子の育ちについての成果と課題を、次の担当者との間で引き継ぐことができるようにすること

⑧文科省はプログラムの実施により、一人ひとりの子どもへタブレットを配布することで、小学校以降の授業のICT化をさらに促進させる狙いがあること

⑨就学に向けて不安を抱く保護者に対して支援が必要であることがぬけていること

4) 私たちが大切にしたい保育とは、子ども主体（子どもの権利）で、興味・関心・好奇心に基づく楽しい保育実践が保育士の温かいまなざしと協同で行う自由を保障すること

保育指針では一貫して保育所保育の特性は「養護と教育を一体的に行うこと」でした。私たちは、子どもの主体（子どもの権利）の視点に立ち、子どもの願い・思いに寄り添い、豊かで安心した「子どもの時代」をたっぷりと体験し友だちと共に育ちあい、発達を

保障する保育実践をめざしてきました。

保育とは、先に計画ありきでなく、日々子どもたちが抱く興味や関心、好奇心（「あれ、なんだろう」「おもしろそうだな」「やってみたいな」「できるようにになりたい」）から出発し、遊びや活動を通して、友だちと楽しさを共有し、時には友だちの支えを受けながら、自分でやろうと決め、失敗しながらも困難を乗り越えようとする、そしてやり遂げられるような体験を大切にしていくことだと思っています。友達の中で得た喜びと自信が自己肯定感を育み次への意欲となっていきます。

5歳児の1年間の子どもの育ちの姿をみると一生の基本となる、人との関係を調整する力、相手のことを考えられる力、自分の思いを言葉にして伝える力、数量や図形・標識や文字などへの興味関心・感覚、豊かな感性などが育ってきます。何よりも健康な心とからだは健全な生活が保障されてこそ育ってくるのです。私たちは、幼児期の育ってほしい姿（10の姿）に留まらず総合的な力を育てているのです。

保育園生活最後の5歳児は、その1年間を通して様々な遊びをすることであらゆる能力が育ちます。その中でも特にルールのある集団遊び（鬼ごっこ、缶けりかくれんぼ等々）は、仲間と関わりあいながら自ら遊ぶ楽しさを感じ、様々なことに挑戦していく力のもとになる子どもの発達に不可欠な遊びです。遊びこそ子どもを育てる重要な活動です。「幼児期までに育ってほしい姿（10の姿）」をベースにして作られる架け橋プログラムに当てはめようとする保育と心とからだを蝕む電子機器であるタブレットを導入することは容認できません。

これから各自治体において、「架け橋プログラム」作成会議等の取り組みが始まります。私たちは、子どもの権利と豊かな発達保障の視点で、積極的に行ってきた今までの保育実践をさらに継続できるように、現場からの声を大いに上げることが求められています。

そして、子どもと共に協同でつくる楽しい保育をしていくために、保育士としての専門性と同僚性を高め、より良い保育を目指す職員集団づくりをしていくことが重要になっています。しかし、私たちの願いを阻んでいるのが、厳しい労働実態や劣悪な処遇があり、毎年離職者が多く、人材確保が困難な状況が続いています。

「保育の質」を問うなら、職員配置基準を改善し保育士の増員、処遇をよくすること、保育・労働環境を整備することです。そして、ノンコンタクトタイムを保障し、子どもの姿や保育を充分語り合えること、事務・教材準備、休憩・休暇保障、研修等が行えるようにすることです。

そのような条件整備がされることで社会的に保育の専門性が認められると思います、そして、私たちは保育の仕事にやりがいと誇りをもち、自分を高め成長する生き方が可能になると思います。

2. 保育現場の現状

（1）苦しい保育現場の中でも踏ん張ってきた

2023年1月に開催した経営セミナーでは、今までになく保育現場のしんどさが語り合われました。

理事役員・園長から、「経営への見通しが持つことができない」「時間外勤務を減らして、

現場職員の負担を減らしたい」と願いながら、退職者の補充すらもままならず、その上、コロナ感染による休みを埋めるために、休暇の返上・園長や主任が保育に入るなどの工夫をして、なんとか保育を回している状況が続いていることが出されました。

そんな中でも、保護者から「厳しい生活を保育園が支えてくれている」「保育園で子どもが生き生きと育っている」などの気持ちを感じられた時。活動が制限される中でも成長する子どもの姿を見る時、力が湧いてきました。職員同士で「保育園の役割」「エッセンシャルワーカーである誇り」を確かめ合いながら乗り越えてきました。

(2) 定員割れ、0・1歳児の定員が埋まらない

2021年4月、0・1歳児の申込みの少なさに驚きました。「赤字予算になるのでは・・・これだけ少なくなったら、このままの職員数ではやっていけない。」幼児の委託費が低いため、0・1歳児の委託費で経営全体を支えている現状に経営課題を突きつけられました。

急激な少子化。コロナ禍での預け控え。そして、待機児解消の名の下に進められた、多様な保育施設による受け皿の急増が原因です。

(3) 保育士が見つからない

0・1歳児の入園希望が少ない一方で、「採用試験をしても応募がない」「保育士が確保できない」状況です。矛盾しているようだけれど、どちらも保育業界の状況です。

コロナにかかわる事務作業が膨大に増えているのに、委託費には事務職員を配置する予算はありません。コロナ禍の中で、保育を回すために主任も保育に入り、なんとかやりくりすることが3年間続きました。事務作業が増えた大変さをより深刻になっています。

処遇改善加算Ⅲが支給されたものの、処遇改善の大事な要素である労働時間では、「職員配置に余裕がなくなり、休暇が取りにくい。」「勤務時間内の会議や事務時間の確保でしにくくなる。」など、ますます働き続けにくい状況になっていきます。

(4) 保育が夢のある仕事に見えない

保育事故のニュース、全国各地から不適切保育のニュースが報道されます。保育士を目指そうとする学生からも、その学生の家族からも「保育士になっても大丈夫ですか？」という声が出ていると聞きます。それは、貧困な保育制度が原因であり、70年も変わっていない職員配置が、今の保護者や子どもの現状には合っていないということです。

(5) 解決の風穴をあけよう

この大変さは、「理事役員・園長ががんばっていない」からでも、「主任や現場の職員達ががんばっていない」からでもありません。

- 1) 今の課題を広く捉える学びをすること。
- 2) 仲間の中で経験を語り合うこと
- 3) 現状を変える運動をすること。

その活動を通して、それぞれの園が生き生きとした健全な経営・運営の道を見つけていきましょう

3. 今後の保育、園経営、運動の課題

(1) 今春、「こども基本法」が制定され、こども家庭庁がスタートしました。「子どもの権利条約」が国連で採択(1989年)されて34年、日本が同条約を批准(1994年)して29年目のことです。「子どもの権利条約」は、国連での豊かな深い審議のなかで、すべての

こどもが健康で自由に活動・学習し、その成長・発達について大人や国が保障することを求めています。しかし、この国は、国連からの勧告を再三、受けるなかで、「こども基本法」とそれを実行する機関としての「こども家庭庁」をようやくスタートさせたのです。

しかし、この国の子どもたちをめぐる環境は、この一年間を振り返ってもつぎのような出来事がありました。

- 1) 送迎用のバスのなかで、命を落とした子どもたち
- 2) 不適切な保育のなかで、命を落としたり、心に深い傷を負った子どもたち
- 3) 長年、放置されてきた保育園等の職員配置基準の改善を求める声に対して、「加算」でその場しのぎともいべき国の対応で、そのつけを押し付けられる子どもたち
- 4) こども家庭庁：保育園・認定こども園等、文部科学省：幼稚園等と分断を固定化される中でのくらしを押し付けられる子どもたち
- 5) 「架け橋プログラム」の押し付けで、乳幼児本来の「こどもの時間」を奪われかねない子どもたち……などなど

こうした、子どもたちの目線から見えてくる課題は、「こどもの権利条約」を国として批准しながらも、子どもたちのくらし、そして子どもたちを取り巻く保育園等の改善を怠ってきたことを物語っています。今こそ、こうした課題を改善するときです。しかし、「こども家庭庁」の名称について、直前に「家庭」が付け加えられた経過でも明らかなように、「こどもの権利条約」の趣旨に沿ってどこまで改善されるのかは不透明な状況です。また、この6月に「こどもファースト」の国の新たな施策が決められようとしています。子どもたちのくらしと保育園等の運営の現場の声をどれだけ実現できるのか、その財源はどうするのか（国防関係の財源は早々と決定しながら、子ども関連の財源はいまだに明確になっていません。今負担を強いられる世代だけでなく、未来につけを残す「こども保険」構想は絶対に許されません）、多くの心配の種があります。

「こどもの権利条約」は、国連を中心に人権をより豊かに深める論議の集大成です。こどもの権利を守ることは大人の責任・義務であり、国と国際社会はこどもの権利を擁護・発展するため目標を掲げて取り組むことを求めています。「こどもの権利条約」は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を細やかに確認するとともに、「選択議定書」と一体となって、こどもたちの育ちあう環境のあり方を定めたものです。全国保育経営懇は、この国際的な英知の結晶である「こどもの権利条約」を今後の取り組みの基本として取り組んでいきたいと思います。

この間、地方自治体レベルで「こどもの権利条例」等を制定しているところもあります。こうした先進的な取り組みを広げましょう。そして、全国保育経営懇は、地域レベルで、また国レベルで、「こどもの権利条約」が細やかに生かされよう、諸団体とも連携して諸課題に取り組むことを、改めて呼びかけます。

(2) 保育園等の現場は、「定員割れ」「職員の確保」などで悩まされるとともに、「処遇改善」「加算」などへの対処で、その事務量の増大に追われています。こうした現状は、目の前の「園運営」に追い立てられ、保育園等でくらす子どもたちの環境をめぐる課題、子どもたちのくらしづくりに寄り添う職員の課題、子育て真っ最中の父母の課題、地域の抱える課題を考え、取り組む余裕を奪いかねない事態となっています。この一年を振り返っても、つぎのようなことがあります。

- 1) 保育研究セミナーなどの話し合いのなかで、「新型コロナ」感染対策に伴う職員配置確保のため職員による休暇返上、園長・主任保育士等が保育に入るなど、日々の保育を継続するためのさまざまな創意工夫・・・保護者からは「厳しい生活を保育園が支えてくれた」「保育園で子どもたちが生き生き育ってくれていることが、大人に元気を吹き込んでくれる」などの声が寄せられたことが報告されました。改めて、保育園等の職員がエッセンシャルワーカーとして、保育園等が人々の社会活動の土台として、社会的評価を高められなければならないことへの共感が広がっています。
- 2) この「コロナ禍」のなかで、「職員の負担を軽減するために、職員を増やしたい」「時間外勤務を減らして、職員の負担を軽減したい」などの思いが高まりました。「処遇改善手当Ⅲ」が支給されても「職員配置に余裕がなくなり、休暇が取りにくい」「勤務時間内の会議・事務時間の確保がしにくい」などの声が聞かれ、その事務量の増加は目に余るものがあります。他方、職員とくに保育士の確保が大変な状況にあります。保育が「子どもたちの人生の夢を育む」仕事であるならば、「保育を担う職員が夢を持てる」処遇を保育園等の運営にかかわるすべての職員に保障することが緊急に必要な時代だという認識への共感が広がっています。
- 3) 「コロナ禍」のなかで出生率が予想を大きく上回って低下しています。それは、この国での生きづらさ・生活しづらさ・先行きの見えない不安に起因するものでしょう。だからこそ、これまで以上に、保育園等の環境整備は社会的な課題となっています。数年前まで「待機児解消」が叫ばれていましたが、今は「地域に赤ちゃんがいない」ことが話題となっています。それは、地域社会の継続にとって大きな課題であるとともに、保育園等の運営にとっても大きな影響があります。もともと水準の低い委託費ですが、子ども一人あたりの委託費額が乳児に比して幼児が小さく、乳児の委託費の大きいことで園等の全体的な運営が支えられてきました。こうしたなかでの乳児数の減は、保育園等の運営に重大な支障を生み出しています。こうしたなかで、「コロナ禍」での「預け控え」、「待機児解消」の名のもとにすすめられて「企業主導型」などの多様な保育施設の増設などの影響もあります。いまこそ、社会の土台として必要不可欠な保育園等の多様な活動を支える財政面での改善：施設間での公定価格の差の解消、乳幼児での委託費の差の解消・「定員定額制」の実施などへの共感が広がっています。

こうしたときだからこそ、大切な諸課題をみんなでつながり、仲間のなかで経験を語りあい、学びあい、課題と一緒に取り組み現状を変えることが大切です。こうした活動をとおして、それぞれの保育園等が生き生きとした健全な経営・運営の道を見いだしていきましょう。この間、愛知の仲間が呼びかけた「子どもたちにもう1人の保育士を」の大運動は、みごとに広がり「山」を動かしつつあります。この経験にも学びながら、全国保育経営懇話会の輪を、全国の津々浦々に広げましょう。

(3) 私たちのこうした取り組みの中で、「児童福祉法第24条第1項」の存在は、これまで以上に大切なものとなっています。

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その屋の児童について保育を必要とする場合において、事項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなけれ

ばならない。

今、地域の中で「少子化・高齢化」が進行しています。子どもたちを、単なる「家庭の宝」とするのではなく、「地域の宝」として、地域の大人の輪が創られることが強く求められています。その大人の輪を創るうえで保貴園等の果たす役割は、これまで以上に大きくなっています。その保育園等の社会的な役割を果たすうえで、園長をはじめすべての職員がこの社会を維持発展するうえで大事な職務として評価されることも、この間の「新型コロナ」感染拡大の経験の中で必要なことであることが明確です。

全国保育経営懇は、ウイズコロナ・アフターコロナの時代にあわせ、児童福祉法第24条第1項さらにその土台である児童憲章・憲法を守り発展させることに、立場の違いを超えて、すべての大人が手を取り合って取り組んでいくことを呼びかけます。

2号議案 活動まとめ

1. 2022年度活動のまとめ

新型コロナは、日本の貧しい保育基準を明らかにしました。「三密」を避ける条件は、最低基準の根本的な改善が必要なことを示しています。全国各地で保育条件の改善を求める運動が起ってきました。コロナ禍の中で保護者の生活や働き方も大きな変化を受け、失業や給与のダウンなどで経済的な困窮に陥ったり、生活不安で病んだりするケースが起りました。私たちが大切にしてきた「つながり」「ふれあい」「語り合い」の機会が少なくなっていました。そんな中でも、保護者同士、保育者と保護者、保育者同士が語り合い、知恵を出し合っ、子どもの育ちにとって欠かせない取り組みが各地で創り出され、広がりはじめました。

我が国が「子どもの権利条約」を批准したのが1994年です。こども基本法は、2022年6月に成立しました。子どもの権利に関する総括的な法律が制定されるのに28年の年月を要しました。今回のこども基本法では、子どもの権利条約が定めている生命、生存、発達、意見表明権、教育を受ける権利など具体的な権利が法文化されていません。国連子どもの権利委員会は、批准した国に子どもの権利の保護・促進に関する権限を有する独立機関の設置を法文に盛り込むよう求めてきました。こども基本法には盛り込まれることは有りませんでした。こども家庭庁が発足して、こどもまんなか社会を強調していますが、子どもが養育を受ける権利主体であることをふまえた援助であるという視点が欠けていると言わざるを得ません。こども基本法とこども家庭庁は、保護者の養育における第一義的責任を強調することで、養育の公的責任を不透明にしてしまうことが危惧されます。

保育問題に関する課題について、学習会、経験交流、要請行動などを幅広く取り組みました。国の予算の大幅増額と保育条件の改善を求め、関係団体と連携して国会請願署名活動や要請活動に積極的に参加しました。3年ぶりに日比谷野外音楽堂で開催された対面大集会では、会員施設の園長、保育士、保護者などが、保育制度・職員配置基準の抜本的な改善を訴えました。

(1) 憲法と平和を守る運動

経営懇は平和の問題を常に重視して活動をすすめてきました。全ての国民の命と幸せな暮らしを願う私たちは、「戦争する国づくり」に繋がる憲法改悪の動きを許す訳にはいきません。ウクライナの戦争をきっかけに、一部の政治家やメディアから憲法9条改正や「敵基地攻撃能力の保有」「核兵器の共有」などの大合唱がおこっています。「改憲が必要」という政府の動きも強まっています。今、憲法を守るたたかいと同時に、憲法で謳われている国民の諸権利を、国民の暮らしの隅々に生かしていく取り組みが重要です。さまざまな分野で、憲法と平和を守る運動に多くの人々が立ち上っています。経営懇も全国で、各地で保育運動を通して共同の輪を広げてきました。

昨年の総会では、新潟国際情報大学の佐々木寛氏による、「子どもたちに手渡すべき社会について一私たちになにができるか」をテーマに学習会を企画。(6月27日)

高橋悠太氏を講師に「核兵器禁止条約を私たちの手で育てていこう」との学習会を実施しました。(7月15日)

一般社団法人社会福祉経営全国会議との連携を図り、取り組みを重ねてきました。この組織は憲法を守り、憲法の精神を社会福祉事業において実現しようとするもので、共同の運動をいっそう強めていきます。

(2) 公的保育制度を後退させない運動

全国経営懇、各地域経営懇、各会員がコロナ禍の困難な状況のなかでも、工夫を凝らしてさまざまな課題で活動しました。これまでの福祉、保育をめぐる情勢と運動のあゆみに学びながら、国が示す保育政策に機敏に対応してきました。常に「児童福祉法24条1項」を生かして公的保育制度を拡充させる運動を堅持、深めてきました。各地経営懇や会員が、各自治体への要請行動をするための情報提供に努めました。

昨年、4月22日。愛知県庁で「子どもたちにもう1人保育士を！実行委員会」の記者会見からはじまった、保育所職員の配置基準改善の運動は、これまでの保育運動の蓄積を土台に、全国に広がりました。各保育団体や各種メディアでも取り上げられ、公的保育制度の内容が、保育施設、職員、保護者だけでなく多くの国民に知らされました。国の保育政策の拡充を求め、「山を動かそう」との愛知実行委員会の願いに共鳴し各地でも様々な活動が取り組まれました。

経営懇の調査研究部は保育制度の諸課題に関するアンケート調査を精力的に実施しました。会員施設に留まらず全国の保育施設にも広く依頼して、現場の貴重な実態と各保育施設、職員、保護者などの要望内容を明らかにしました。これらの資料を生かして政府交渉、懇談を実施しました(10月31日、3月17日)。各地の自治体懇談にも生かされています。引き続き、内容や対象者も広げて、工夫を凝らした調査に取り組んでいきます。

(3) 組織を拡大・強化する活動

各地の経営懇組織や会員は、各地域の保育団体などで重要な役割を担っています。会員施設の役職員や保護者も、各種署名活動や各自治体への要請行動で共同して取り組んできました。計画的、目的意識的な組織拡大を追求してきました。その結果、2022年度末時点の会員数は523施設(個人会員含む)となっています。さらに情勢に見合う高い峰をめざし、安定的な組織を築くことを追求します。今後も、会員拡大の意義を共有して、役員を先頭に取り組みます。会員同士の繋がりと要求実現を図るために「組織検討プロジェクトチーム」で議論を重ねてきました。詳細は別途報告します。

(4) 地域の保育要求、福祉要求に応える事業と活動

制度発足当初から保育の質が担保されない懸念のあった企業主導型保育事業は、園児が集らない、保育士の確保ができないなどで破綻、閉鎖するケースが続いています。建設費の不正受給、行政監査での指摘が頻発する事態が報告されています。

都市部も人口減少地域でも、保育問題は依然として複雑に展開しています。地域の保育、福祉要求に根ざした積極的な受け皿づくりの取り組みや事業の経験交流をすすめました。各地でゼロ、1歳児の入所が大幅に減少、保育士確保が困難な状況は全国どこでも深刻で、経営上の不安が広がっています。課題別の学習会、経験の交流会を開き、困難を克服して、地域福祉の幅広い連携を支援していく重要性を確認してきました。

(5) 各地域で法人や各施設のあり方を学び・交流する活動

各セミナーや学習会などで、会員法人・園が地域のなかで果たしている好事例の活動を学び、交流する機会を企画しました。活動内容から深く学び、伝え、法人の役職員研修や職員

集団のスキルアップに寄与することができました。毎月発行している経営懇ニュースで、法人の役職員研修や職員会議の工夫などを掲載し、内容の充実を図り、紙面で交流する活動を継続してきました。

2. 活動日誌

	主なとりくみ	活動日誌
4月	<p>●こども家庭庁学習会（よりよい保育を執行委員会）(4.12)</p> <p>●子どもと平和を考えるつどい(4.23) 保育プラザを支える会企画</p>	<p>○4月4日(月) 三役会。総会に向けて、情勢論議。議案執筆の分担。定員割れ問題での Zoom 交流会企画を検討。</p> <p>○4月9日(土) 全保連常任幹事会</p> <p>○4月11日(月) 事務局うちあわせ</p> <p>○4月12日(火) こども家庭庁学習会</p> <p>○4月16日(土) 機関誌経営懇・座談会</p> <p>○4月18日(月) 組織検討プロジェクト会議</p> <p>○4月23日(土) 保育プラザを支える会企画「子どもと平和を考えるつどい」</p> <p>○4月25日(月) 役員会。総会にむけて、議案論議。総会での学習検討。</p>
5月	<p>●Zoom 交流会「どうなる？どうする！定員割れ問題」(5.9)</p>	<p>○5月9日(月) 事務局打合せ。</p> <p>○5月9日(月) 経営懇 Zoom 交流会「どうなる？どうする！定員割れ問題」、27 都道府県から 100 か所を超える接続。</p> <p>○5月14日(土) 合研集会オンライン分科会打合せ。</p> <p>○5月16日(月) 三役会議。総会に向けて、方針論議。</p> <p>○5月22日(日) 全国保育団体連絡会総会。</p> <p>○5月30日(月) 研修部会(22年度セミナー)、役員会。</p>
6月	<p>●2022 年度総会(6.27) 学習会「一人ひとりが社会をつくる—人間が尊重される社会を子どもたちに手渡すために」学習会は佐々木寛さん(新潟国際情報大学国際学部教授)。</p>	<p>○6月6日(月) 総会に向けた配信機材確認・打ち合わせ。</p> <p>○6月8日(水) 経営懇事務局打合せ。 会計監査。</p> <p>○6月13日(月) 夏季セミナー打ち合わせ(企画検討)</p> <p>○6月16日(木) 役員選考委員会。</p> <p>○6月18日(土) 全国合研オンライン分科会うちあわせ会議。</p> <p>○6月20日(月) 三役会、役員会。</p> <p>○6月25日(土) 全保連常任幹事会。</p> <p>○6月27日(月) 2022 年度総会。29 都道府県・180 か所接続。</p>
7月	<p>●リモート学習会「核兵器禁止条約を私たちの手で育てていこう」(7.15)</p>	<p>○7月2日(土) 合研分科会申込みスタート。</p> <p>○7月11日(月) 三役会議。</p> <p>○7月15日(金) リモート学習会 2022。 講師：高橋悠太さん。司会：五藤清子さん。</p> <p>○7月15日(金) 研修部会～今年度のセミナーについて。</p> <p>○7月16日(土) 全保連常任幹事会・合研常任実行委員会。</p> <p>○7月25日(月) 第1回役員会開催。</p> <p>○7月27日(水) 主任セミナー担当役員(事務局)うちあわせ。</p>

8月	<p>●第54回合研（高知） （8.20～21）</p> <p>●監査の規制緩和問題、再度パブコメ募集</p>	<p>○8月1日（月）合研全国実行委員会（臨時）。第55回合研の開催について論議し、開催地の立候補がなかったため、確保できた会場で開催し、企画・運営は全国実行委員会で行うことを確認した。</p> <p>○8月8日（月）三役会議。</p> <p>○8月11日（祝・木）合研オンライン分科会『民間保育園の運営と経営』開催。 ホストと司会をあい共連が担当し、世話人に経営懇事務局長の森山さん。提案は埼玉と京都の園長さん。画面を通してコロナ禍での保育や、京都市の補助金大幅カットの問題等を聞き、交流できた。</p> <p>○8月20～21日（土～日）第54回合研集会（高知）。 全体会と講演が高知会場で行われ、LIVE 配信された。</p> <p>○8月26日（金）主任セミナー実行委員会。 11月に実施する主任セミナーの実行委員会を開催。今年は大阪で開催。大阪の主任・副園長ら12名と、同友会保育部会役員・経営懇担当役員・事務局も含め、総勢18名が集まる。</p> <p>○8月29日（月）第2回役員会。</p> <p>○8月29日（月）全保連常任幹事会学習会（経営懇からは小西さんが参加）</p>
9月	<p>●夏季セミナーin 東京 （9.12）</p> <p>●Web署名「0・1・2歳の保育料を無償化してください」</p>	<p>○9月1日機関誌経営懇16号発行。</p> <p>○9月11日（日）三役会議。その後、顧問会議。大阪の井関さん、東京の志村さんは会場に来て下さった。福岡の原田さんはZoomで参加。</p> <p>○9月11日（日）夜、夏季セミナーの設営。配信のためのセッティング（音声・映像・接続チェック）。</p> <p>○9月12日（月）夏季セミナー。2021年度に引き続き、1日開催。会場にも30～40名弱が参集し開催した。</p> <p>○9月21日（水）主任セミナー担当役員でうちあわせ。</p> <p>○9月23日（金）全保連常幹・合研常任合同会議。</p> <p>○9月26日（月）三役会。午後から役員会。 厚労省・内閣府懇談に向けて要望書論議。こども家庭庁や架け橋プログラム等についても学ぼうと論議。また、職場の現状を語り合うリモート学習会企画について検討。</p> <p>○9月28日（水）旅行社と、11月・1月の会場について、うちあわせ（事務局）</p> <p>○9月30日（金）主任セミナー第2回実行委員会開催（Zoom）。</p>

10月	<p>●こども基本法・こども家庭庁役員学習会(10.6)</p> <p>●厚労省・内閣府懇談(10.31)</p>	<p>○10月2日(日)第54回研全国実行委員会(森山事務局長、小西副会長参加)。</p> <p>○10月3日(月)Zoom会議(事務局うちあわせ)</p> <p>○10月6日(木)役員Zoom学習会(こども基本法・こども家庭庁学習会)。講師:垣内国光さん。</p> <p>○10月6日(木)厚労省・内閣府に要望書提出</p> <p>○10月17日(月)研修部会~1月の経営研究セミナーに向けての論議①</p> <p>○10月17日(月)経営懇三役会</p> <p>○10月22日(土)第55回研常任実行委員会。第55回研スタート。</p> <p>○10月24日(月)主任セミナー第3回実行委員会~シンポの報告内容を共有した。</p> <p>○10月26日(水)セミナー会場下見。神戸(ベイシェラトンホテル&タワーズ)、大阪(新大阪ワシントンホテル)。</p> <p>○10月31日(月)研修部会(セミナー論議②)。 厚労省・内閣府懇談。役員会。</p>
11月	<p>●11.3 保育大集会</p> <p>●主任セミナーin大阪(11.11)</p>	<p>○11月3日(祝・木)保育大集会。 3年ぶりの対面集会に全国から800名を超える参加。経営懇から、京都の園長さんが発言。</p> <p>○11月7日(月)主任セミナー記念講演の収録をZoomで行う。講師の猪熊さんに保育プラザに来ていただき、セミナー担当者数名が参加。司会は大阪の主任さん。</p> <p>○11月11日(木)主任セミナー設営。</p> <p>○11月12日(金)第18回主任セミナー(新大阪ワシントンホテルプラザ)。会場にも約80名が参加し、対面でのセミナーを久しぶりに体感。</p> <p>○11月14日(月)組織検討プロジェクト会議。</p> <p>○11月18日(金)経営研究セミナー全体企画のパネルディスカッションに向けてうちあわせ(大宮さん、中西さん、平松さん、役員の小西さん)</p> <p>○11月21日(月)三役会議。</p> <p>○11月26日(土)55回研常任実行委員会。55回研は開催地実行委員会をつくらず開催するため初めての挑戦となる。</p>
12月	<p>●定員割れアンケート(調査研究部)</p> <p>●第55回研全国実行委員会(12.11)</p>	<p>○12月5日(月)役員会。 セミナーに向けた参加組織や当日の運営について検討。</p> <p>○12月11日(日)第55回研集会の全国実行委員会立上げ。</p> <p>○12月15日(木)旅行社うちあわせ(事務局)</p> <p>○12月26日(月)セミナー運営に向けた臨時役員会。</p> <p>○12月23~27日 分科会ごとに、提案者・司会者・担当役員・ホスト等で集まり、Zoomでの打ち合わせ(5分科会それぞれで実施)。</p> <p>○12月23~27日 セミナー参加者用の資料印刷・発送準備。</p> <p>○12月28日(水)セミナー参加者に資料送付。</p> <p>○12月29日~1月3日まで事務所お休み。</p>

1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第 42 回民間保育園経営研究セミナー（1.9～10） ●虐待問題で緊急声明 ●配置基準アンケート（調査研究部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○1月4～6日セミナー最終準備。当日の資料、機材等発送。 ○1月8日（日）セミナー前日。会場の設営、配信機材を設営し、会場の音声等と接続。音と映像の確認等を行う。 ○1月9～10日（月～火）第42回民間保育園経営研究セミナー開催。会場は、兵庫県神戸市の「神戸ベイシェラトンホテル& Towers」。会場約150名、Zoomで約350名が参加 ○1月23日（月）三役会。セミナー総括や今後の課題整理。 ○1月28日（土）全保連常任幹事会。 ○1月末締切で、アンケート調査。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●リモート学習会「幼保小の架け橋プログラムの問題点と私たちの保育」（2.15） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2月5日全保連全国幹事会。 虐待・不適切対応問題について、各地の状況や現場でどう話しているか等を論議。 ○2月13日（月）経営懇役員会。厚労省・内閣府との懇談に向けて要望内容を論議。1月に開催したセミナーの総括や、調査研究部のアンケートの状況を共有する。 ○2月15日（水）リモート学習会「幼保小の架け橋プログラムの問題点と私たちの保育」を開催。全国から146名参加。講師は脇信明さん（長崎大学）。司会：川端隆さん。 ○2月17日（金）厚労省・内閣府へ、要望書を提出し、懇談を申し入れる。懇談は3月中旬の予定。 ○2月19日（日）55回合研常任会議。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●厚労省・内閣府・こども家庭庁設立準備室との懇談（3.17） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月1日（水）国会行動。記者会見（会員園から発言） ○3月7日（火）組織検討プロジェクトチーム会合。 ○3月10日（金）事務局会議（森山・安川・川端） ○3月11日（土）55合研分科会運営者会議（小西・森山・五藤）。全国の分科会運営者で集まり、経験交流など行う。 ○3月13日（月）三役会議。 ○3月17日（金）厚労省・内閣府懇談。厚労省保育課、内閣府子ども・子育て本部の他に、内閣官房こども家庭庁設立準備室の担当者と懇談を行う（Zoom）。 ○3月25日（土）全保連常任幹事会・合研常任実行委員会合同会議（石川・安川・小西）。55回合研の分科会開催や、配置基準改善に向けた今後の運動について論議。

3. 各部のまとめ

(1) 研修

2022年度は、コロナ禍3年目となり、開催地で集まりながらリモートで各地と繋がるハイブリッド方式で、夏季セミナー・主任セミナー・経営研究セミナーを実施しました。また、全国各地の地域経営懇では、学習会や交流会が開催され、コロナ渦でも、つながりを深める研修活動が展開されました。

1) 第24回夏季セミナー

- 日時：2022年9月12日（月）10：30～16：30
- 開催地：東京 KEC ホール（両国） ハイブリッド開催

●テーマ：『すべての子どもに豊かな環境を保障する「制度」を
～保育現場の声を生かして、今こそ、憲法・児童憲章の精神を発展させよう～』

●参加者数：過去最高の 307 名

●企画内容について

基調講演：「未来を創る権利と保育の未来—保育政策をどう転換させるか」

大宮勇雄氏（元福島大学）

講演：「こども家庭庁・こども基本法のポイントと課題」小泉広子氏（桜美林大学）

報告：「保育を巡る情勢と保育運動の課題」逆井直紀氏（保育研究所）

2) 第 18 回主任セミナー

●日時：2022 年 11 月 11 日（金）10：00～16：00

●開催地：大阪（ワシントンホテル） ハイブリット開催

●参加者数：250 名（その内会場参加が 86 名）

●テーマ：「職員みんなで保育をつくろう！」

●企画内容について

シンポジウム：テーマ「職員みんなで保育をつくろう～そのための課題と工夫」

報告 大阪・北海道 コーディネーター 清水玲子氏（元帝京大）

分散交流会①主任の仕事って②コロナ禍でのコミュニケーションどうしてる？

③主任のしんどさ、どこで出す？

記念講演：「子どもの<いのち>を守る保育のために～組織力と保育の質の向上が子どもの<いのち>を守る」講師：猪熊弘子氏 録画配信

3) 第 42 回民間保育園経営研究セミナー

●日時：2023 年 1 月 9 日（月・祝）～10 日（火）

●開催地：神戸ベイシェラトンホテル ハイブリット開催

●参加者数：過去最高の 505 名（その内会場参加が 150 名）

●テーマ：「子どもたちの今が輝く保育・福祉をめざして

～保育条件改善と民間保育園の課題～」

●企画内容について

・パネルディスカッション：『すべての子どもが大切にされる保育を～「架け橋プログラム」
をのりこえる職員集団づくり～』

パネリスト 大宮勇雄氏（元福島大学）中西新太郎氏（元関東学院大学）

平松知子氏（愛知・熱田福祉会理事長）

・夕食懇親会：会場参加者のうち約 100 名が参加。乾杯の音頭 前会長の井関政勝さん(96)

・会計講座・分科会（会場から Zoom 配信）①社会福祉法人の役割と運営②園長の役割魅力
とやりがい③職員集団作り・育成のとりくみ④保育士確保と定着のとりくみ⑤みんなで
取り組む安全対策

・記念講演：「一人ひとりの言葉で平和を語ること—世界情勢のなかの私たちと日本国憲法」
小森陽一氏（東京大学名誉教授・9 条の会事務局長）

・活動交流：「配置基準アンケート調査について」（調査研究部・中岡さん）「京都市の動き
と対策」（京保連法人部会・北田さん）「新園建設のとりくみ」（広島・（福）愛児福祉会・
石口さん）「尼崎の保育実態調査」（兵庫・（福）あゆみ福祉会・田近さん）

・緊急声明「保育施設における虐待・権利侵害の防止に関する声明」

4) 各地域の取り組み

●情勢学習会、会員外の参加者も組織し開催！北海道経営懇

北海道経営懇では、7月の会員園へのアンケートに続き、9月29日には保育情勢の学習会を開催しました。講師に、保育研究所の逆井直紀氏を招き、「保育をめぐる情勢—子どもの権利保障のために、私たちにできること—」をテーマにお話しいただきました。

学習会のお知らせは、案内文を作成し、メールやファックスを駆使して、会員園・会員外に宣伝しました。

●九州合研分科会～副食材料費問題を論議

9月に開催された九州合研の「保育運動と保育政策」分科会で、副食材料費の委託費からの減額・保護者負担の問題を議論しました。分科会をうけて、引き続き学習をしながら運動につなげようと、問題点を整理した学習資料を作成しました。

●静岡経営懇～集合型とリモートで学習交流会開催

静岡経営懇では9月10日(土)、9月12日(日)に浜松市のまつのき保育園を会場に、集合型とリモートで学習交流会を行いました。社会福祉法人新瑞福祉会の伊藤洋子さんを講師(リモート)に「一人ひとりをたいせつに 法人運営を考える」と題して、法人が職員を大切にする姿勢や組織づくりを学びました。

●愛知県下の保育園に呼びかけ学習会/あい共連

12月6日にZoom学習会を開催しました。『子どもの権利保障と成長発達を基本にした保育政策への転換を目指して～「子どもに冷たい国」から「子どもにやさしい国」にむけて』をテーマに、大阪保育運動連絡会の岩狭匡志さんにお話しいただきました。

9月にあい共連で学習会を計画し、チラシを作成、愛知県下すべての保育園・認定こども園(719通)と、東海北陸経営懇加盟園(あい共連以外40通)にチラシを郵送しました。こうした宣伝の結果、愛知県下の一般園からも6名の参加があり、全体で69名の参加となりました。

●「こども家庭庁・こども基本法のポイントと課題」/京都経営懇

1月25日に、小泉広子氏(桜美林大学)を講師に招き学習会を開催しました。会員外の方も参加できるように案内をしました。当日は大雪となり交通機関が混乱したり、園内での対応に追われる所もあり44名の参加でしたが、直前にZoom準備を行い、可能な限り参加できる体制を整えて実施しました。こども家庭庁設置の経緯やこども基本法について解説いただき、乳幼児期のこどもの権利についてや、子どもの権利条約から見た問題点や課題についてお話しいただきました。

●重大事故から学ぶシンポジウム/経営懇広島準備会

2月21日に、経営懇広島準備会と、広島県保育団体連絡会・豊かな保育をすすめる会の共催でシンポジウムを開催しました。報告者は、北海道・水島能裕氏、福岡・中岡亘氏、コーディネーターは石川幸枝氏です。年度末で忙しい時期でしたが事故や安全のとりくみへの不安や関心が大きいことがよくわかりました。安全計画など具体的にどう作成すればいいのかの声も上がりました。継続して研修したいとの希望なども上がりました。

●東海北陸ブロック経営懇立ち上げ学習会/岐阜・三重・静岡・石川・福井・愛知

2月28日に、清水玲子先生(元帝京大学)を招いて、東海北陸ブロック経営懇の立ち上

げ学習会をハイブリットで行いました。立上げに向け、各県から世話人が出て、相談会を行ってきました。当日は、参加者数 55 名で内会員外の参加が 2 名（岐阜・富山）ありました。『子どもが「大事にされている」実感をもつ保育を～保育を創り出すための職員集団づくりを考える～』をテーマに、子どもの様子をみんなで笑って話せているか、報告ばかりの会議になっていないか、職員の人隣りを知り合っているか、お互いを大切に思える職員集団を作ろうと語られました。東海北陸ブロック経営懇では、職員集団作り第 2 弾で 7 月 3 日に交流会を予定しています。会員のいない富山にも仲間を広げていきたいと思えます。

（２）調査研究

2022 年度調査研究部の活動としては、以下のように取り組んできました。今年度も、会議はオンラインで行い、グループラインも活用して情報共有してきました。

1. 職員配置アンケートの実施

2021 年度は施設の管理職を対象に保育所職員配置アンケートに取り組み 1143 施設の回答がありました。経営懇以外の全保育園にもアンケートを送り回答をいただきました。その結果は、0 歳児 2 : 1、1 歳児 4 : 1、2 歳児 5 : 1、3 歳児 10 : 1、4 歳児 15 : 1、5 歳児 20 : 1 でした。これを内閣府・厚生労働省懇談時に要望として伝えました。この時は「職員配置基準が変わっていないことは認識しつつも一方で保育士不足の課題もあり難しい。何より財源がない」との返答がありました。その後、現場の保育士の声を国へ届けようと全国の保育士を対象に、Google フォームによるアンケート調査を実施し、(2171) 名の回答がありました。この時も経営懇以外の前回回答をいただいた保育園にもアンケートを実施しました。結果は、0 歳児 2 : 1、1 歳児 3 : 1、2 歳児 4 : 1、3 歳児 10 : 1、4 歳児 15 : 1、5 歳児 15 : 1 でした。1 歳児、2 歳児、5 歳児の結果が管理職よりも多い配置数を求めており現場の過酷さが表れるものとなりました。特に、現場の保育士は災害時等の非日常の場面だけでなく、散歩・食事・お昼寝・水遊び等、日々行われている保育の場面で、「子どもたちの生命と安全が守れない」と感じている事が浮かび上がってきました。2023 年 3 月に再度、内閣府・厚生労働省懇談時に、アンケート結果を基に現場が求める配置基準や切実な要望を伝えました。そこでは、政府が少子化対策を重要政策の一つとする中で、「こども家庭庁中心に少子化対策をとっていく。おっしゃっている内容はわかるので検討していく」との返答がありました。この時に具体的なことは、チーム加算 2.5 : 1 が政策としてだされているだけでした。当然、「これでは 4 % しか対象施設はなく話にならないと抜本的な政策をとる」よう要望しました。来年度もさらに工夫を重ね今後の運動に活かしていく必要があります。

2. 定員割れアンケートの実施

低年齢児の定員割れが全国的に大きな問題となっており、施設経営にも大きく影響しています。そのような中で昨年度から定員割れアンケートによる実態調査を行い、引き続き今年度も実施して継続的に実態を把握してきました。その結果と実態を内閣府・厚生労働省懇談等で報告し、定員定額制を求めてきました。全国的に定員割れの実態は進み、その中で定員変更や小規模保育所の閉所等の動きがみられるようになりました。一方、4 月と 10 月の入所状況を比較すると、10 月には入所児が増えている実態がありました。子どもたちの保育を受ける権利、そして保護者の権利でもある途中入所の保障と、施設の安定的運営とが一

体となり担保される定員定額制を国に求めていく必要性を実感しました。来年度も引き続き調査を行い、運動に活かしていく必要があります。

国は、定員割れから利用定員の変更を緩和してきました。また、令和4年度 保育関係 予算概算要求の概要では、保育利用支援事業(入園予約制 保育対策等総合支援事業費補助金)を実施、①代替保育利用 支援 ②予約制導入に係る体制 【整備補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20 千円 ②施設1か所当たり 年額 2,406 千円を提示しました。定員定額制とまではいかないものの自治体乗り出せば補助金が出ます。さらに世論を高め定員定額制を実現しましょう。

3. 0～2歳児の保育料無償化を求める Web 署名

全国経営懇として0～2歳児保育料無償化を求める Web 署名を実施しました。調査研究部では、その書式を作成したり、入力の方のポスターを作成しました。Web 署名は4月20日時点で1,126名の賛同があり、署名数としては多くありませんでしたが、全国経営懇としても初めてWeb署名に取り組んだという事では、今後の運動にも繋がっていくと感じました。全国的にも知事や市長が乳児の保育料無償化の在り方を提起し実施しようとしています。Web 署名への参加はハードルが高いですが、0～2歳児の保育料無償化を多くの方に知っていただき、世論が動かす一要因になれたのではないのでしょうか。

4. 法人本部機能の研究と企業主導型保育事業の実態調査

今年度は上記の3点が大きな取り組みとしてあったため、取り組むことは出来ませんでした。法人本部機能については、管理職の仕事が過密になり長時間かかっています。事務員や看護師の配置の公定価格による財源確保は急務です。その上で経営セミナーの中でも「法人本部の強化が必要」という意見が多く出されました。来年度の課題にしていく必要があると思います。

5. これらのことについては、衆参議員の保育政策アンケートを早急に実施して6月の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)に影響を与えられるよう取り組みます。

(3) 組織

会員園数は2017年度に500施設を達成し、コロナ前の2019年には520施設を超えました。コロナ禍の2020～2022年は大きく会員園が増えることはありませんでしたが、520施設を下まわることなく、会員数を維持しています。コロナ禍でも、各地で工夫を凝らして、活動に取り組んだ結果、2022年度は、523施設(個人会員含む。2023年3月時点)となりました。新入会もあれば退会もありますが、大幅な会員減が生じていないのは、各会員や各地の経営懇組織の努力によるものです。

役員会で組織状況の推移を報告、課題を明らかにする機会を十分確保できませんでした。どんな状況下でも計画的・意図的に拡大を追求すると同時に、会員の要求を把握して、要望に応えるとともに運動に反映させていくことが必要です。

地域経営懇では、多くの地域で少人数の学習会、署名活動、自治体要請行動、他団体との共同活動などの機会を積極的に生かしてきました。

(4) 広報

	巻頭	地域持ち回り記事	主な内容
4月	細見玲美		東海北陸の会員園でリモート学習会 自治体単独補助の動き
5月	谷津智恵美	九州合研福岡開催に向けて (福岡・中岡巨)	Zoom 交流会「どうなる？どうする？定員割れ問題」5/9.こども家庭庁設置の動き
6月	柴田清美	コロナと戦争と核なき世界 への願いと(広島・山下慶子)	こども家庭庁設置法案国会で可決。 地方創生交付金の活用を。
7月	牧 裕子	“あご(トビウオ)”のでんぶ (ふりかけ)作り(島根・あ おぞら保育園)	経営懇総会特集 独立行政法人福祉医療機構共済部の「俸給の調整 額」について(大阪・あおば福祉会 岡千加雄)
8月	菅原信子	大阪の取り組み「就職フェ ア」を2回取り組んで(大阪・ 五藤清子)	国会請願署名スタート コロナ感染第7波について(愛知県立大学・清水 宣明さん)
9月	阿部啓一	コロナ禍でも続けた子ども の居場所「西七創遊館」 —こども食堂—(京都・西七 条保育園・久保由紀子)	0・1・2歳の保育料を無償化をWeb署名の呼 びかけ。各地の活動～中四国経営懇学習会、北海 道経営懇会員アンケート
10月	川端隆	みんなでつくろう 高知合研(高知・のぞみ保育 園・田邑由香)	夏季セミナー2022 特集 WEB署名(0・1・2歳児の保育料無償化)呼び かけ第2弾、各地の活動～静岡経営懇学習会、北 海道経営懇学習会、九州合研分科会
11月	飯田由美	静岡経営懇・集合型とリモ ートで学習交流会開催(静岡・ ひよこ保育園・村越秀子)	主任セミナー2022 特集 最低基準一部改正案へのパブコメにとりくもう 11.3 保育大集会の様子 経営研究セミナー参加呼びかけ・案内書配布
12月	安川信一郎		各地の活動～地域にも呼びかけて学習会(あい共 連)、職員配置基準アンケートのお願い リモート学習会ご案内
23年 1月	石川幸枝	保育制度改善求め保護者と 共に運動を広げよう(埼玉・ くるみ保育園・第2くるみ保 育園)	第42回民間保育園経営研究セミナー特集第1 弾、各地の活動～東京・(福)武蔵野緑会が声明発 表、経営懇緊急声明発表
2月	小林忍	学びを止めず会員をつない で共に運動を(東京経営懇)	第42回経営研究セミナー特集第2弾(分科会 の様子)、リモート学習会(架け橋プログラム) の録画配信ご案内
3月	足立堅太郎	緑の募金事業で『石原里山こ ども広場』～園児たちの学び の場に(群馬・(福)コスモス福 祉会・角田行生)	政府懇談(厚労省・内閣府・こども家庭庁設立準 備室)の報告 地域の活動～京都経営懇学習会、経営懇広島準備 会

経営懇ニュースは、各地から寄せられた情報や、調査研究部の調査内容等も掲載し、毎月発行してきました。巻頭ミニエッセイは、役員が交代で執筆してきました。

機関誌経営懇16号を2022年9月に発行しました。主な内容は、特集「コロナ禍2年をふりかえって～考えたこと・学んだこと」、講演録・中山徹さん、講演録・西川由紀子さん、資料・定員割れアンケート、資料・保育士確保のためのアンケート、です。

4号議案 2023年度方針

1. 活動方針案

(1) 活動方針

会則にもとづき、日本国憲法、並びに国連こどもの権利条約に定められた諸条項を誠実に実現し、子どもたちへの厳粛な誓約である児童憲章と児童福祉法の定める児童福祉の理念を貫徹する立場から、2023年度の活動方針について、以下のように提案します。

1) 憲法9条改定を許さない運動を引き続きおこないます。

- ①ロシアのウクライナへの侵略戦争に反対します。
- ②日本を戦争に巻き込み、戦争放棄を謳う憲法9条の根幹を覆す安保関連3法案に反対し、核兵器禁止条約の批准を求め核廃絶の運動に取り組みます。

2) 児童福祉法24条1項をよりどころに公的保育の拡充を求めます。

- ①日本国憲法、子どもの権利条約を学び理解を深めます。
- ②「こども家庭庁」、「幼保小架け橋プログラム」について、子どもの権利条約や発達保障の視点から積極的に意見表明をおこないます。
- ③少子化が進行する中で、保育現場では全国的に乳児の定員割れが進行しています。地域の保育需要に応え、安定した職員体制で園運営を継続させるために定員定額制の制度化を求めます。
- ④「子どもたちにもう1人保育士を！」の取り組みをはじめ全国各地の運動と連携し、職員配置基準の抜本的な改善を求め、現場の職員が望む配置基準（0歳児2：1、1歳児3：1、2歳児4：1、3歳児10：1、4歳児15：1、5歳児15：1）の実現をめざします。職員定数の算定にあたっては、小数点以下の切り上げを求めます。
- ⑤非常に貧しい面積基準を抜本的に見直すことを求めます。
- ⑥公定価格の「積み上げ方式」を堅持し、本俸基準額、公定価格の引き上げを求めます。また、研修や事務時間の確保のための加算を求めます。
- ⑦チーム保育加算や副園長加算等、施設間で異なる公定価格の格差是正を求めます。
- ⑧職員確保のために、処遇改善加算の抜本的な引き上げを求めます。あわせて法人の人事・賃金政策をゆがめ、職員間に格差を生む「処遇改善等加算II」は廃止し、本俸基準額の大幅な引き上げを求めます。
- ⑨全国の保育園で、看護師や事務職員の配置や安全対策のための人員の配置ができるよう求めます。

3) 子育て環境改善の運動を保護者と共にすすめていきます

- ①0～2歳児についても早期に保育料の「無償化」を求めます。
- ②幼稚園と同様に、満3歳になった時点で保育料を無償とすることを求めます。
- ③育児休業明けでの入園等、年度途中でも受入れができるよう、年間を通して定員に応じた職員配置ができるよう求めます。
- ④子育て環境改善の運動を保護者と共にすすめるために、園・法人のとりくみを交流します。

4) 会員を増やす取り組みを進めます

- ①役員を中心に地域の会員園や地域同士の連携を強め、情報提供、学習、交流等をおこない、経営懇活動への理解を広げることを通じて会員増をめざします。
- ②その時々的情勢や会員の要求に応じた学習会、意見交流会等を通し会員を増やします。
- ③当面、600施設の会員を目指します。
- 5) 他団体との連携をすすめます
 - ①社会福祉経営全国会議等、他分野も含めた諸団体との共同を進めます。
 - ②全国保育団体連絡会の加盟団体として、合研集会・『ちいさいなかま』をはじめとする研究運動や国会請願署名等の要求運動に取り組みます。
 - ③研究者との連携を図り積極的に学習し運動に生かします。
- 6) 国や自治体に向けた運動に取り組みます
 - ①国に対しては、定期的に懇談の場を設けることを要請し、保育現場の実情を伝え、制度改善の要望を届ける活動にとりくみます。
 - ②骨太方針にむけて全国会議員に保育制度に対するアンケートを実施し、アンケート結果は経営者、保護者に公表します。
 - ③各自治体の保育の現状をふまえ、定員割れ問題、最低基準の改善など、各地域の要求と改善課題を明らかにし、共同できる個人、団体と一緒に働きかけます。

(2) 組織運営方針

- ①事務局会議を定期的で開催し議題を整理し3役会に提案します。
- ②3役会、役員会、各種会議は対面会議、WEB会議を併用しながらおこないます。
- ③時々的情勢を的確にとらえ、研究者の力も借りながら適時オンライン等を活用したミニ学習会、意見交換会を開催していきます。
- ④地域状況をふまえ、会員が少ない地域への働きかけや地域団体同士の連携・共同のとりくみを援助し、情報提供、意見交換、学習活動等の活動を進めます。
- ⑤法人格取得の是非について検討を開始します。
- ⑥相談員を配置し、法人経営等の相談活動を以下のように行っていきます。
 - ・相談員：原田秀一さん（経営懇顧問・(福)紅葉会監事)
 - ・相談日：毎週月曜 9:00～12:00（相談方法や連絡先等、詳細は総会后告知）

2. 各部の方針

(1) 研修

2023年度のセミナーを中心とする経営懇の研修において、会員園の皆さんと共に学び、実践を交流し、運動の力としていきます。そのために、今年度も地域経営懇や様々な地域組織の協力を得て、丁寧な準備・運営を進めます。また、講師の確保・実践や提案の充実を図る為、早い時期からの準備や計画の立案を行います。

今年度については、対面でのセミナーの開催を重視しながらも、引き続きハイブリット（対面とリモート）方式の活用を行っていきます。また、地域経営懇単位での自主研修の支援を行います。

<2023年度の研修活動>

- ◎第 25 回夏季セミナー（東京両国・ハイブリット）2023 年 9 月 11 日（月）
- ◎第 19 回主任セミナー（愛知豊橋・対面のみ）2023 年 11 月 16 日（木）～17 日（金）
- ◎第 43 回経営研究セミナー（長浜・ハイブリット）2024 年 1 月 8 日（月・祝）～10 日（水）

（2）調査研究

今年度も調査研究部会をリモート会議等で行い、グループメール、グループライン等で情報共有しながら活動を継続します。より良い法人経営と、国や自治体に対する制度改善運動に活かせる調査研究活動を行います。2023 年度の具体的な活動方針の取り組みは、以下のとおりです。ただし年度をこえて実施する取り組みを含みます。

- ① 0・1 歳定員割れの調査を引き続き取り組み、定員定額制を求める運動に活かしていきます。特に「利用定員の変更」についても調査し、実態を明らかにしたいと思います。
- ② 国から 4・5 歳児と 1 歳児の職員配置について「加算」での実施が検討されています。加算ではなく職員配置基準の改善を断固要求し、保育の実態や問題点をつかみ、運動に活かしていきます。
- ③ 0・1・2 歳児の保育料無償化に向けて、自治体の現状把握を行います。
- ④ 小規模保育所の利用と実態について調査を行います。
- ⑤ 事務業務が増えている中で、事務職員加算がない自治体の園長には事務の仕事が集中し、長時間労働にならざるを得ない実態があります。自治体によって事務職加算の違いがあり、加算そのものの有無もあるので調査します。その上で各施設での事務業務の大変さを明らかにし、運動に繋げていきます。また、本部機能として専従を置くには、どれ位の規模が必要か等を考える為の情報収集を行うことを目指します。
- ⑥ ①～⑤等については、衆参議員の保育政策アンケートを早急に実施して 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）に影響を与えられるよう、集計等に組み込みます。

（3）組織

組織拡大は、計画的・意図的な取組が必要です。情勢に見合う活動を支えるためには、安定した財政基盤を確立する必要があります。会員相互の力を結集して新たな目標に向かって歩みをすすめます。

早期に全施設の 1 割を組織する中長期的な展望を明らかにして、当面 600 を超す会員をめざして具体的な行動計画を作成します。これまで共同の取り組みをすすめてきた関係園の繋がりを生かして仲間を増やします。加入法人の未加入施設や新設園を名簿化して、加入を促進します。加入園の要求に応えながら、組織検討プロジェクトの提言を生かして計画の具体化を図ります。

（4）広報

コロナ禍 4 年目、各地域・施設では日々大変な状況で運営されている事と思います。こんな状況だからこそ「経営懇ニュース」等を通して各地域、各園での取り組みや悩み等を共有していきたいと思います。その為にも、積極的に各地、各園の情報等を役員・事務局にお寄せください。また機関誌「経営懇」17 号発行にむけて内容等検討し準備をすすめます。

全国民間保育園経営研究懇話会会則

第1条（名称と所在）

この会の名称は「全国民間保育園経営研究懇話会」（1998年5月18日結成）とする。事務所は東京都新宿区納戸町2-3保育プラザ内におく。

第2条（目的）

この会は、人類の多年にわたる努力の成果である日本国憲法、並びに国連こどもの権利条約に定められた諸条項を誠実に実現し、子どもたちへの厳粛な誓約である児童憲章と児童福祉法の定める児童福祉の理念を貫徹する立場から、次代を担う子どもたちの生存権・発達権と、親の就労権・社会参加権の同時保障に対して国及び地方自治体が責任を持つことを確認し、国民の広範な保育要求に深く根ざしつつ、民間保育園に課せられた役割と運営・経営のあり方及び保育労働の持つ専門性のあり方について研究し、国民の権利としての社会保障・社会福祉の拡充を求める保育関係者並びに社会福祉関係者との連帯を追求しつつ、保育の公的保障を守り発展させるために、会員相互が協力共同して活動することを目的とする。

第3条（会員）

この会は、目的に賛同し、会則を認める、民間保育園をもって構成する。施設会員制を基本とするが、やむを得ず個人で加入する場合は、会長に申し出たうえで役員会の承認を得るものとする。

第4条（会費）

会員は所定の年会費を納入する。年会費は、30,000円とする。個人は12,000円とする

第5条（活動）

この会は、目的達成のために次の活動を行う。

- ① 情報交換、資料収集、調査研究活動
- ② 保育内容向上のための研修・研究活動と交流
- ③ 経営問題の研究・検討
- ④ 労働問題の研究・検討
- ⑤ 保育の公的制度化のための全国的・地方的共同行動、社会的意見表明等
- ⑥ その他、目的達成に必要な活動

第6条（機関）

この会に次の機関を置く。

- ① 総会 総会は会員によって構成され、この会の最高決議機関であって毎年1回開催され、この会の活動報告、会計報告、活動方針、会計予算、役員選出について審議決定する。またこの会則を変更する場合は総会の議決を経なければならない。また、臨時総会を開くことができる。
- ② 役員会 役員会は第6条の定める役員のうち監事をのぞく役員によって構成され、総会から総会までの決議機関とする。併せて役員は、専門委員会に所属し、執行業務を分担するものとする。
- ③ 三役会 三役会は会長、副会長、事務局長によって構成され、この会の執行業務を分担し、共同して業務執行に責任を負う。
- ④ 顧問 この会に顧問をおくことができる。

第7条（役員）

この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 若干名
事務局長 1名
幹事 若干名
監事 2名

第8条（役員を選出）

役員選出は、役員選考委員会の推薦により総会で行う。

役員に欠員が生じた場合、役員会の決議により、補充することができる。

第9条（専門委員会）

この会には、必要に応じて専門委員会をおくことができる。

第10条（財政）

1. この会の財政は、会費、寄付金、その他によってまかなう。会費は総会で決定する。
2. 監事はこの会の会計監査を行なう。

付則は次のとおりとする。

1. この会則の変更は総会の承認を必要とする。
2. この会の運営に必要な内規は、役員会で決定する。
3. この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
4. この会則は2007年9月10日より施行する。
5. 2009年6月8日改正
6. 2013年6月10日改正